



島根県報

令和4年2月15日（火）

第 286 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 2

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林（3件） (森林整備課) 9

保安林の指定施業要件の変更 (") 13

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出（2件） (中小企業課) 14

【公 告】

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 17

【特定調達公告】

島根県立中央病院におけるデジタル乳房X線撮影装置一式の調達に係る一般競争入札の実施 (病院局) 17

島根県立中央病院における診療材料の購入に係る一般競争入札の実施 (") 20

島根県立中央病院における医薬品の購入に係る一般競争入札の実施 (") 22

公布された条例等のあらまし

◇島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

- (1) 併存的債務引受について定めることとした。（第28条・様式第41号—様式第44号関係）
- (2) 行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1号—様式第10号・様式第15号・様式第18号—様式第22号・様式第24号—様式第39号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月15日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第19号

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（平成27年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

（併存的債務引受）

第28条 福祉資金の償還を借主、連帯借主、法定代理人又は連帯保証人と併存的に引き受けようとする者は、債務引受申出書（様式第41号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の債務引受申出書の提出を受け、併存的債務引受を承認したときは福祉資金債務引受承認通知書（様式第42号）により、承認しないときは福祉資金債務引受不承認通知書（様式第43号）により、当該債務引受申出書を提出した者に通知するものとする。

3 前項の規定により債務引受承認の通知を受けた者は、速やかに福祉資金借用書（様式第44号）を知事に提出しなければならない。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式（注）の12中「署名押印」を「署名」に改める。

様式第2号から様式第8号までの様式中「㊟」を削る。

様式第9号中「㊟」を削る。

様式第10号中「㊟」を削る。

様式第15号（注）に次のように加える。

8 事業開始資金及び事業継続資金の借用に当たり、連帯保証人を立てる場合は、民法第465条の6第1項に規定する公正証書の写しを添付すること。

また、借用する借主、連帯借主又は法定代理人は、連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供すること。

- (1) 財産及び収支の状況
- (2) 当該借用以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

9 県からの借主、連帯借主又は連帯保証人に対する履行の請求は、借主への当該請求にあつては連帯借主及び連帯保証人に、連帯借主への当該請求にあつては借主及び連帯保証人に、連帯保証人への当該請求にあつては借主及び連帯借主に対しても、その効力を生じるものとする。

10 県に対する借主、連帯借主又は連帯保証人の債務の承認は、借主の当該承認にあつては連帯借主及び連帯保証人に、連帯借主の当該承認にあつては借主及び連帯保証人に、連帯保証人の当該承認にあつては借主及び連帯借主に対しても、その効力を生じるものとする。

様式第18号から様式第22号まで及び様式第24号中「㊤」を削る。

様式第25号中「㊤」を削り、同様式（注）中「し実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付」を削る。

様式第26号中から様式第39号までの様式中「㊤」を削る。

様式第40号の次に次の4様式を加える。

様式第41号（第28条関係）

貸付決定番号	
貸付決定年月日	年 月 日

_____福祉資金貸付金 債務引受申出書

1 私 _____ は、 _____ が島根県から借り入れた（又は連帯して借り入れた）貸付金に係る次の債務を併存的に引き受けます。

- (1) 資金種別 _____
- (2) 貸付決定番号 _____
- (3) 借主氏名 借主（ _____ ） 連帯借主（ _____ ）
- (4) 借入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- (5) 借入額 _____ 円
- (6) 償還残金 _____ 円（ _____ 年 _____ 月 _____ 日現在）

2 私 _____ は、 _____ が島根県から借り入れた（又は連帯して借り入れた）貸付金に係る上記1の償還残金を次のように支払います。

- (1) 償還開始時期 _____ 年 _____ 月から
- (2) 償還金額 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで月額 _____ 円
_____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで月額 _____ 円
- (3) 償還方法 _____ 口座振替 ・ 納入通知書払

_____ 年 _____ 月 _____ 日

島根県知事 様

(申出者)

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電話番号 _____

(注)

- 1 2(2)の償還金額は原則として月賦均等額とすること。なお、各月の納期限は、当該月の末日となる。
- 2 2(3)の償還方法は、口座振替又は納入通知書払のいずれかを丸で囲むこと。口座振替とする場合は、金融機関に提出する口座振替依頼書の写しを添付すること。

様式第42号（第28条関係）

貸付決定番号	
貸付決定年月日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

島根県知事



_____福祉資金債務引受承認通知書

年 月 日付けで申出のあった 福祉資金の併存的債務引受については、下記のとおり承認することとしたので通知します。

記

貸 付 金 債 務	資金種別	資金	貸付決定番号	
	借主氏名		連帯借主氏名	
	借入年月日	年 月 日	借入額	円
	利率		償還残金	円 (年 月 日現在)
償 還 方 法	併存的債務引受人氏名			
	償還開始時期			
	償還金額及び償還方法			

(注)

- 同封の借用書に必要事項を記入して押印の上、併存的債務引受人の印鑑登録証明書を1通ずつ添付し、10日以内に提出してください。
- 償還金を納入期限までに納入されない場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、年3.0%の割合で違約金を徴収します。

様式第43号 (第28条関係)

貸付決定番号	
貸付決定年月日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

島根県知事



_____福祉資金債務引受不承認通知書

年 月 日付けで申出のあった 福祉資金の併存的債務引受については、下記の理由により不承認とすることとしたので通知します。

記

資金の種類及び種別	福祉資金 (資金)
理由	

様式第44号 (第28条関係)

貸付決定番号	
貸付決定年月日	年 月 日

年 月 日

島根県知事 様

債務引受人 住所
(併存的債務引受人)

ふりがな

氏名 ㊟

福祉資金借用書

下記の債務については、債務引受人が借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人と併存的に引き受けることとします。ついで、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

資金の種類 及び種別	福祉資金 (資金)			
借用金額	金 円	月額	年 月から 年 月まで	円
利 率	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 年 %			
借用期間	年 月から 年 月まで			
据置期間	年 月から 年 月まで			
償還期間	年 月から 年 月まで			
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦	<input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 年賦	1回目の償還額 円 2回目以降の償還額 円
備 考				
借 主	住 所 氏 名			
連帯借主	住 所 氏 名			
連帯保証人	住 所 氏 名			

(注)

- 1 本借用書は、当該債務において、島根県と併存的債務引受人との間のみで交わされるものであり、島根県と借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人との間で交わされた借用書（以下「原借用書」という。）を変更するものではない。
- 2 当該債務において、併存的債務引受人が償還する場合、本借用書の内容に基づいて行う。なお、借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人が償還者となる場合は、原借用書の内容に基づいて行うものとする。
- 3 併存的債務引受における引受人の抗弁等については、民法第471条の規定に基づくものとする。
- 4 貸付決定通知書に記入されている事項を参照し、誤りのないよう記入すること。記入を訂正したときは、必ず債務引受人の訂正印を押印すること。
- 5 金額等の数字は、0、1、2、3、4、5等のように算用数字を用いること。
- 6 収入印紙の貼付けは、不要である。
- 7 債務引受人は、必ず自署し、実印を押印の上、債務引受人の印鑑登録証明書を添付すること。
- 8 償還金を納入期限までに納入されない場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、年3.0%の割合で違約金を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告

示

島根県告示第88号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第89号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第90号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年2月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
-

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第92号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるることができる。

令和4年2月15日

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マックスバリュ出雲今市店 島根県出雲市今市町139-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年10月5日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,888平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

89台 (建物東側)

イ 駐輪場の位置及び収容台数

42台 (建物東側)

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設①: 48平方メートル (建物南側)

荷さばき施設②: 48平方メートル (建物東側)

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

29.1立方メートル (建物内南側)

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前7時

(閉店時刻) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2か所 (建物敷地東側)

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設①: 午前6時から午後9時まで

荷さばき施設②: 午前6時から午前9時まで

2 届出年月日

令和4年2月4日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び住所)

主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第93号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年2月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス隠岐の島店 島根県隠岐郡隠岐の島町平中田6番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年10月3日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,497平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

59台（建物北側及び東側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

10台（建物北側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

50平方メートル（建物東側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

11.7立方メートル（建物内東側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻） 午前9時

（閉店時刻） 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2か所（建物敷地北東側）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和4年2月2日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
隠岐の島町商工観光課（隠岐郡隠岐の島町下西78番地2）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年2月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
安来市田頼町字岡534番1、534番2、535番1
面積 540.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市月坂町538-8 コーポ晩8号室
木下 洋平

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年2月15日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

デジタル乳房X線撮影装置 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和4年6月30日（木）

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4機械器具類」小分類「(1)医療機器」に登録されている者であること。

(5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

(8) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話 0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和4年2月15日（火）から同年3月14日（月）までの間（閉庁日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで電話連絡の上、F A Xで申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和4年3月15日（火）午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

令和4年3月28日（月）午後3時まで

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、令和4年3月25日（金）午後5時までに到着していること。

ウ 提出場所

令和4年3月25日（金）午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)のイの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月28日（月）午後3時

イ 場所

島根県立中央病院 3階 会議室1

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : X-ray diagnostic imaging device for breast,
1 set

(2) Desired Date of Delivery : June 30, 2022

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane,
693-8555 Japan

(4) Bid Tendering Date and Time : 3 : 00 p.m. March 28, 2022

(Bids by Post must be received by 5 : 00 p.m. on March 25, 2022)

(5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi,
Shimane, 693-8555 Japan

TEL : 0853-30-6430

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年2月15日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 入札に付する事項

(1) 診療材料名及び購入予定数量

サウンドスター 138本

PENTARAY NAV eco 114本

THERMOCOOL SMARTTOUCH SFカテーテル 157本

Azure XT DR MRI 55個

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

ア 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で、品目毎の単価を記載すること。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望

金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「7薬品類」小分類「(6)診療材料」に登録されている者であること。
- (5) (4)の入札参加資格の認定を受けている者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部業務課
電話 0853-30-6430
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
令和4年2月15日（火）から同年3月3日（木）までの間（閉庁日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 入札書の受領期限
令和4年3月29日（火）午後2時（郵送の場合は書留郵便とし、令和4年3月28日（月）午後5時までに必着とする。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時
令和4年3月29日（火）午後2時
イ 場所
島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき又は島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該入札は行わない。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : SOUNDSTAR 138 pieces、PENTARAY NAV eco 114 pieces、THERMOCOOL SMARTTOUCH SF catheter 157 pieces、Azure XT DR MRI 55 pieces

(2) Time Limit of Tender : 2 : 00 p.m. March 29, 2022

(Bids by Post must be received by 5 : 00 p.m. on March 28, 2022)

(3) Please tender all information to : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan.

TEL : 0853-30-6430

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年2月15日

島根県病院事業管理者 山口 修平

1 調達内容

(1) 医薬品名、規格・包装及び予定数量

- ア テセントリク点滴静注1200mg、1200mg20ml 1 瓶、246瓶
- イ キイトルーダ点滴静注100mg、100mg 4ml 1 瓶、518瓶
- ウ オブジーボ点滴静注240mg、240mg24ml 1 瓶、240瓶
- エ ユルトミリスH I 点滴静注300mg/ 3ml、300mg 3ml 1 瓶、60瓶
- オ ユルトミリスH I 点滴静注1100mg/11ml、1100mg11ml 1 瓶、18瓶
- カ アバスチン点滴静注用400mg/16ml、400mg16ml 1 瓶、566瓶
- キ イミフィンジ点滴静注120mg、120mg2.4ml 1 瓶、563瓶
- ク イロクテイト静注用4000国際単位、1 瓶、163瓶
- ケ ジーラスタ皮下注3.6mg、3.6mg0.36ml 1 筒、406筒
- コ サイラムザ点滴静注液500mg、500mg50ml 1 瓶、116瓶
- サ ベクティビックス点滴静注400mg、400mg20ml 1 瓶、123瓶
- シ バージェタ点滴静注420mg/14ml、420mg14ml 1 瓶、178瓶
- ス オンパットロ点滴静注 2mg/ml、2mg 5ml 1 瓶、35瓶
- セ イクスタンジ錠40mg、P T P 56錠、270箱
- ソ イブランス錠25mg、P T P 30錠、202箱
- タ マヴィレット配合錠、P T P 42錠、46箱
- チ オニバイド点滴静注43mg、43mg10ml 1 瓶、244瓶

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

- ア 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で(1)の医薬品それぞれの単価を記載すること。
- イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「7薬品類」小分類「(1)医療薬品」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医薬品販売業の許可を受けた者であること。

(8) 本公告に示した医薬品を納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話 0853-30-6431

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和4年2月15日（火）から同年3月3日（木）までの間（閉庁日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

令和4年3月29日（火）午後1時（郵送の場合は書留郵便とし、同月28日（月）午後5時までに到着していること。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月29日（火）午後1時

イ 場所

島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求められることがある。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき又は島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該入札は行わない。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased :

- a TECENTRIQ Injection 1200mg, 1200mg 20ml 1 vial, 246 vials
- b KEYTRUDA Injection 100mg, 100mg 4ml 1 vial, 518 vials
- c OPDIVO Injection 240mg, 240mg 24ml 1 vial, 240 vials
- d ULTOMIRIS Injection 300mg / 3ml, 300mg 3ml 1 vial, 60 vials
- e ULTOMIRIS Injection 1100mg / 11ml, 1100mg 11ml 1 vial, 18 vials
- f AVASTIN Injection 400mg / 16ml, 400mg 16ml 1 vial, 566 vials
- g IMFINZI Injection 120mg, 120mg 2.4ml 1 vial, 563 vials
- h ELOCTATE 4000, 1 vial, 163 vials
- i G-LASTA 3.6mg, 3.6mg 0.36ml 1 cartridge, 406 cartridges
- j Cyramza Injection 500mg, 500mg 50ml 1 vial, 116 vials
- k Vectibix 400mg, 400mg 20ml 1 vial, 123 vials
- l PERJETA Injection 420mg / 14ml, 420mg 14ml 1 vial, 178 vials
- m Onpattro Injection 2mg / ml, 2mg 5ml 1 vial, 35 vials
- n Xtandi Tablets 40mg, PTP 56 tablets, 270 package
- o IBRANCE Tablets 25mg, PTP 30 tablets, 202 package
- p MAVIRET, PTP 42 tablets, 46 package
- q Onivyde Injection 43mg, 43mg 10ml 1 vial, 244 vials

(2) Time Limit of Tender : 1 : 00 p.m. March 29, 2022

(Bids by Post must be received by 5 : 00 p.m. on March 28, 2022)

(3) Please tender all information to : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan

TEL : 0853-30-6431